

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小椋 正清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	下中野 (下中野町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月24日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

※

集落の営農は、13農家が水稻を主に転作で小麦を作付けする土地利用型の共同経営であり、認定農業者(法人経営含む)による果樹、麦、大豆等の作付けと連携を図りながら行っている。エリア農地の約3分の1は近隣の法人が土地所有者から借受けて水稻、麦、大豆を作付けされており、営農組合作業の労力軽減や農地利用の調整を双方が連携を図りながら行っている。農業者の7割が65歳以上で高齢化が今後一層進んでいく中、後継者もなく農業を止めていく農家が増え、近隣法人に農地を預ける傾向が加速する。

(2) 地域における農業の将来の在り方

※

当面は現状維持を考えたに残された集落農家に農地を借り受ける余力はないと思われ、経営規模の拡大を希望する近隣法人等との調整は必要と考えられる。農業を止めたい農家の全員が農地の貸し出しを中間管理機構に一任されており、今後は市とも連携しながら、認定新規就農者等の受け入れも視野に入れる必要がある。将来的には近隣法人との連携を強化しながら農地の利用調整を進め栽培形態も水稻から麦・大豆等の畑作物に転換を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	54.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	54.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針	※
農地の集積・集団化には集落営農組合が窓口となる。	
(2)農地中間管理機構の活用方針	※
農地の集積・集団化には集落営農組合が窓口となる。最終的には機構を通じて近隣法人に貸し出すものとする。	
(3)基盤整備事業への取組方針	※
傾斜地が多く大区画化は困難であるので、可能性のある水田について乾田化を図り畑地団地への転換を進める。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針	
地域農業の担い手として集落の認定農業者や近隣法人を主にするほか、新規就農も促すよう県市をはじめ農業関係機関とも連携を密にする。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	
防除作業等について段階的な近隣法人との受委託を基本とする。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☒ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③農作業の軽減を図るようスマート農業機械を導入する。

⑥地域資源循環の取組として菜種の生産を継続する。